

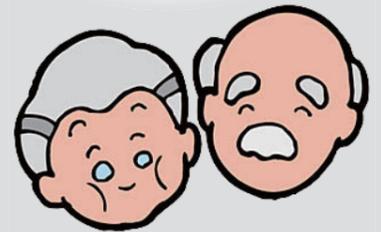
平成 24 年度からの

# ■ 65 歳以上の介護保険料

# ■ 後期高齢者医療保険料率

が変わります

7月に  
納入通知書をお送りします



## 65 歳以上の介護保険料

▼問合せ 福祉課介護サービス係 (ゆとろ内・23 - 3029)

65 歳以上の方の保険料は町が 3 年ごとに見直すこととなっており、今回の見直しは介護サービスを利用する方の増加や介護報酬の引き上げなどによる急激な保険料の上昇を抑えるため、介護給付費準備基金の取り崩しなどを行いましたが、今年度から平成 26 年度までの介護保険料(基準月額)は、第 4 期から 310 円増の 4,210 円となります。

段階	対象者	基準月額に対する割合	年額保険料 (平成 24 ~ 26 年度)
第 1	生活保護を受給している人及び世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準月額 × 0.5 × 12 ヶ月	25,260 円
第 2	世帯全員が町民税非課税	前年の合計所得年金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	基準月額 × 0.5 × 12 ヶ月
特例 3		前年の合計所得年金額 + 課税年金収入額が 80 万円を超え、120 万円以下の人	基準月額 × 0.625 × 12 ヶ月
第 3		第 2 段階及び特例 3 段階以外の人	基準月額 × 0.75 × 12 ヶ月
特例 4	世帯内に町民税課税者がいるが本人は町民税非課税で前年の合計所得年金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	基準月額 × 0.91 × 12 ヶ月	45,970 円
第 4	世帯内に町民税課税者がいるが本人は町民税非課税で上記以外の方	基準月額 4,210 円 × 12 ヶ月	50,520 円
第 5	本人が町民税課税	前年の合計所得金額が 125 万円未満の人	基準月額 × 1.16 × 12 ヶ月
第 6		前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の人	基準月額 × 1.25 × 12 ヶ月
第 7		前年の合計所得金額が 190 万円以上の人	基準月額 × 1.5 × 12 ヶ月

## 後期高齢者医療保険料率

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (23 - 2467)

後期高齢者医療の保険料は、2 年ごとに保険料率を見直します。平成 24・25 年度の保険料率は以下のとおりです。計算方法は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。



区分	金額等 (平成 24・25 年度)
均等割 (被保険者が等しく負担)	年額 47,709 円
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.61%
賦課限度額 (1 年間の保険料の上限額)	55 万円

# 農地の賃借料情報をお知らせします

平成 23 年に締結（公告）された賃貸借における賃借料は、下記のとおりです。

▼問合せ 農業委員会事務局（第二庁舎内・☎ 23 - 3279）

田（水稲）の部 （10a 当り、単位：円 / 年）				締結（公告）された地区名	畑（普通畑）の部 （10a 当り、単位：円 / 年）			
平均額	最高額	最低額	データ数		平均額	最高額	最低額	データ数
17,700	22,000	14,000	118	青山・弁華別・茂平沢・六軒町・ 中小屋・金沢・樺戸町・若葉町・ 上当別・下川町・本町市街地	7,200	7,500	7,000	2
17,700	23,000	13,000	60	東裏・対雁・蕨岱町	7,500	7,500	7,500	1
18,200	20,000	15,000	51	川下・当別太・獅子内の一部・ ビトエ・太美市街地	7,700	8,000	7,500	9
17,600	20,000	15,000	36	高岡・獅子内の一部	7,500	7,500	7,500	2
—	—	—	0	当別ダム以北	—	—	—	0
17,800			265	当別町平均	7,400			14

■ データ数は、筆数の合計です。平均額は四捨五入しています。

■ 平均額は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値です。

## 年金・国保のお話

### 【平成 24 年度の国民年金保険料】

（単位：円）

国民年金保険料	月額
定額保険料	14,980
付加保険料	400



### 【国民年金保険料の納付は、前納がお得です】

国民年金保険料は、納付書で 1 年分・6 ヶ月分（4～9 月分）を 5 月 1 日までに納めると割引になります。

（単位：円）

平成 24 年度	期間	月々納付	前納	割引額
定額保険料	1 年	179,760	176,570	3,190
	6 ヶ月	89,880	89,150	730
定額保険料 + 付加保険料	1 年	184,560	181,280	3,280
	6 ヶ月	92,280	91,530	750

### ■年金出張相談所の開設

日時 4 月 20 日（金）10 時～15 時

場所 商工会館（錦町）

主催 札幌北年金事務所

※年金相談は予約制です（相談予約専用ダイヤル☎ 011 - 717 - 4133）。また、代理人が相談に行く場合は、委任状・身分証明書が必要です。

### ▼年金についての問合せ

住民課戸籍年金係（☎ 23 - 2463）

### 【国保を支える国民健康保険税】

平成 23 年度分の国保税の納め忘れはございませんか？納税相談も無いまま未納にしていた場合は、保険証の有効期限が短い短期被保険者証の交付や保険給付が受けられない資格証明書が交付されることとなりますので、納税が困難な方は必ず相談してください。

### ▼国保税の納税についての問合せ

納税課納税係（☎ 23 - 2341）

### 【Q&A 会社を辞めました。健康保険はどうしよう？】

Q 会社を辞めましたが、健康保険への加入はどうなるの？

A 日本では、国民は何らかの医療保険に加入することになっています。①脱退した健康保険の任意継続、②家族の職場の健康保険等の被扶養者となる、③当別町の国民健康保険に加入する、を選択します。

①、②については、お勤めされていた（家族がお勤めの会社）会社又は加入する健康保険に確認してください。③の国保に加入する場合は、職場の健康保険の脱退証明書をお持ちのうえ、14 日以内に役場の国保窓口へ届け出てください。

### ▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

**国保税は必ず納めましょう！**

募集

学校支援ボランティアを募集しています

当別町学校支援地域本部では、地域の方々の協力を得て、学校での子ども達の学習支援や教育活動をより充実するための学校支援ボランティアを募集しています。

登録は、年齢を問わずどなたでもできます。

▼支援内容 授業や放課後、夏・冬休み等の学習補助等、登下校の安全指導、図書館活動補助、学校の要望に応じた活動等。

▼申込方法 総合体育館、白樺・西当別コミュニティーセンター等に設置している登録用紙に必要事項を記入の上、提出願います。

▼申込先

町教委社会教育課社会教育係  
(総合体育館内・☎ 22 - 3834)

募集

東裏体験農村公園（貸農園）利用者募集

育てたいと思う野菜を栽培することができます。そのほかにも地元農業者の協力により、初心者講習や収穫祭などのイベントを予定しています。

▼貸出区画・料金

1区画 60㎡ 6,000円

▼貸出期間

5月12日(土)～11月3日(土)

▼申込期間

4月2日(月)～16日(月)

▼その他 畑は、起こした状態で貸し出します。作付けの種子や苗、農具などはご持参ください。農村公園には、駐車場、簡易トイレ、水飲み場が設置されています。

▼申込み 農林課耕地林政係  
(☎ 23 - 3096)

募集

60歳以上の方を募集  
町高齢者学園ことぶき大学

趣味の講座や健康・生きがいづくりの講演会、見聞を広げる視察研修など楽しく学べる内容が盛りだくさんです。

▼日時 5月～平成25年3月の第2、第4金曜日 10時～12時

▼場所

白樺コミュニティーセンター  
※日時と場所は、内容によって変更することがあります。

▼定員 40名

▼入学金

5,000円(保険料、講師料、消耗品、郵便料、バス借り上げ料等)

▼申込期限 4月19日(木)

▼申込方法 氏名、住所、連絡先電話番号をお知らせください。

▼申込先

町教委社会教育課社会教育係  
(学習交流センター内・☎/FAX23 - 0573/E-mail:kyoshakail@town.tobetsu.hokkaido.jp)

困ったときの納税Q&A

**Q** 軽自動車の車検を受けたのですが納税証明書を紛失してしまいました。再発行はできますか？

**A** 印鑑と車検証と身分を確認できるもの(免許証等)をご持参のうえ、役場納税課にて、軽自動車税納税証明書(継続検査用)の交付申請を行ってください。

なお、交付手数料は無料です。

■夜間納税相談

4月12日(木)・26日(木)  
19時30分まで

▼問合せ

納税課納税係 (☎ 23 - 2341)

募集

あなたの力を活かしませんか？  
人材バンク～とうべつ知恵袋～

町教委では、知識・技能や経験を有する方に“まちの知恵袋”として登録していただき、町民からの要請に応じて各種教室・講座において指導者として活動していただける方を募集しています。年齢や資格等の有無は問いませんので、「これなら自分にも教えられよう！」というものがありましたらぜひ登録をしてください。

▼対象 町内在住または勤務されている方

▼登録分野 文化、スポーツ、趣味・娯楽活動全般

【現在登録されている分野】

とうふ作り、お菓子作り、着物着付け指導、書道、木工クラフト、トールペイント、天体観測、英会話、洋裁、インテリア全般など

▼申込方法 総合体育館、白樺・西当別コミュニティーセンターに設置の申請書を持参・FAX・メールのいずれかで提出してください。申請書は教育委員会ホームページからもダウンロードできます。

▼申込先

町教委社会教育課社会教育係  
(総合体育館内・☎ 22 - 3834/  
FAX22 - 3832/E-mail:kyoshakail@town.tobetsu.hokkaido.jp)

町政功労者逝去

●三角 政雄さん(蕨岱)

平成24年2月20日逝去(94歳)  
昭和60年町政功労者賞受賞

●経歴

駐在員(4年)、民生委員(25年)などを歴任され町政発展のために寄与されました。

ご冥福をお祈りいたします。

ペット

マナーを守って  
ペットを飼いましょう

ペットを飼っている方は、マナーを守ってペットを飼うよう心がけてください。

- ・散歩の際には引き綱等を付けて絶対放さないようにする。
- ・敷地内の専用トイレなど決まった場所で排便(尿)させる等、排泄のしつけをする。
- ・狂犬病の予防接種は年1回必ず受ける。
- ・ペットの鳴き声や臭い等に注意し、近隣に迷惑を掛けないようにする。
- ・犬の放し飼いはしない。
- ・猫は屋内で飼育する。
- ・ペットは決して捨てない。
- ・飼い主のいない猫や犬の餌付けはしない。
- ・生まれる子どもの飼育ができないのであれば、事前に不妊・去勢手術を受けさせる。

▼問合せ 環境生活課環境対策係  
(☎ 23 - 2503)

フンを持ち帰りましょう

「フンやオシッコはいつも散歩の時にさせる」という方は多いのでは? ペットのフンを片づけるのは、飼い主として最低限のマナーです。

歩道わきの草むらなどにフンを放置したりせず、必ず家に持ち帰りましょう。



保健所

迷い犬猫の保護情報を  
掲載しています

江別保健所のホームページでは、保健所で保護されている迷い犬・猫の情報を写真付きで掲載しています。飼い犬・猫がいなくなった時には、速やかに役場、交番、保健所に問合せ、保健所のホームページもご確認ください。

■ URL <http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hfc/>

▼問合せ

- ・ホームページについて  
江別保健所生活衛生課  
(☎ 011 - 382 - 3054)
- ・犬の登録・狂犬病予防について  
町環境生活課環境対策係  
(☎ 23 - 2503)

水道

「水道使用水量等のお知らせ」を確認しましょう

毎月水道メーターの検針の際に、検針結果と請求予定金額をお知らせしています。早期の漏水発見にも役立ちますので、よくご確認ください。

なお、このお知らせで料金をお支払いただくことはできません。

▼問合せ 上下水道課業務係 (☎ 22 - 2411)

水道使用水量等のお知らせ	
使用者名	様
水道栓番	
使用年月	年 月 分 月 日 ~ 月 日
今月メータ指示数	
前月メータ指示数	
今月使用水量	m <sup>3</sup>
前年同月使用水量	m <sup>3</sup>
水道料金	円
下水道使用料	円
合計金額	円
上記金額には裏面の各料金表より算出した金額に消費税相当額5%が加算されています。	
計量日	月 日 計量員
水道料金等口座振替済通知書	
使用年月	年 月 分
振替日	月 日
使用水量	m <sup>3</sup>
水道料金	円
下水道使用料	円
合計金額	円
上記金額を領収致しました。	
当別町水道事業 当別町長	
このお知らせは、再生紙を使用しております。	

使用者名

ご契約者様のお名前です。記載に誤りがある場合はご連絡ください。

水道栓番

お客様を特定する番号です。お問合せの際は、この番号をお知らせください。

今月使用水量

前回の検針から今回の検針までに使用された水量を表示しています。

合計金額

今月使用水量による水道料金と下水道使用料の合計金額を表示しています。

水道料金等口座振替済通知書

口座振替をご利用されている方は、前回検針分を口座振替させていただいたお知らせを表示しています。